

## 木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では、耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘は行っていません。

- と き** 2月22日(土) 午前9時30分～午後4時  
※一人約45分で時間予約制(申込順)です。
- ところ** 北地区文化センター2階第2会議室
- 持ち物** 受け付け後に市が送付する書類、確認申請などの図面(略図可)、建物状況が分かる写真など
- 申込方法** 2月5日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

### 相談会参加者への補助

相談会参加者へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置の制度があります。

- 耐震診断を希望する方** 診断費の2分の1(上限5万円)
- 改修計画書の作成を希望する方** 計画書作成費用の2分の1(上限5万円)
- 耐震改修工事を実施する方** 耐震工事費用の2分の1(上限50万円)と現場立会費用の2分の1(上限3万円)、一定収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者利用の場合は20万円加算

**担当** 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

## 市民防災・減災啓発セミナー

市では、災害復興法学を研究する岡本正さんを講師に招き、「被災後の生活再建のための知識の備えで防災を自分ごとに」をテーマとした講演会を行います。

- と き** 2月15日(土) 午前10時～正午
- ところ** 消防庁舎4階多目的室
- 内容** 被災後に適切に行動するために被災後の支援制度などを学ぶ
- 対象** どなたでも
- 定員** 150人(申込順)
- 参加費** 無料
- 申込方法** 2月14日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

**担当** 危機管理課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

## 申告はお早めに! 1月31日までに償却資産の申告を

工場や商店などを経営している法人や個人、または賃貸住宅・駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、車両、工具、備品などの事業用資産を償却資産といいます。

償却資産の所有者は、償却資産の所在する市区町村に、令和2年1月1日現在の資産の状況を、1月31日(金)までに申告してください。申告書が必要な方は担当へご連絡ください。

### 【償却資産の一例】

#### 各業種共通

受変電設備、中央監視制御装置、駐車場設備、舗装路面、門、塀、外灯、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫他

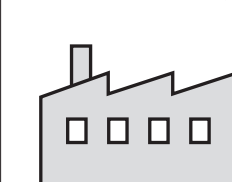
#### 飲食店

厨房設備、カラオケセット他



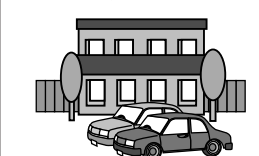
#### 工場

製造機械設備、金型他



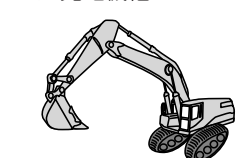
#### 賃貸住宅

駐車場のアスファルト、フェンス他



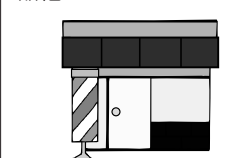
#### 建設業

パワーショベル、ポータブル発電機他



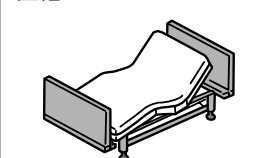
#### 理容・美容業

理容・美容いす、パーマ器他



#### 医院

ベッド、手術台、X線装置他



#### ガソリンスタンド

地下タンク、洗車機他



#### 小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫他



#### 農業

田植え機、耕運機他



**担当** 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

## 神奈川県障害者スポーツ大会 開催日程

横浜・川崎市を除く県内に在住・在学・通所・入所する13歳以上(4月1日現在)で障がいのある方を対象にスポーツ大会を開催します。

同大会では、「全国障害者スポーツ大会」に県代表として派遣する選手を選考します。

- 申込方法** 各申込期限までに電話、ファクスまたは直接担当へ



大会名	と き	ところ	申込期限
フライングディスク競技会	4月12日(日) ※荒天中止。	神奈川県立スポーツセンター	2月25日(火)
ボウリング競技会(知的障害者)	4月19日(日)	湘南とうきゅうボウル	
アーチェリー競技会(身体障害者)		神奈川県総合リハビリテーションセンター アーチェリー場	
陸上競技会(知的障害者)	4月26日(日) ※荒天中止。	神奈川県立スポーツセンター	3月2日(月)
陸上競技会(身体障害者)	5月10日(日) ※荒天中止。		3月9日(月)
水泳競技会	7月5日(日)	さがみはらグリーンプール	5月18日(月)
卓球競技会(精神障害者)	令和3年 1月15日(金)	神奈川県立スポーツセンター	11月24日(火)
卓球競技会(身体・知的障害者)	令和3年 1月17日(日)		
ポッチャ競技会(身体障害者)	令和3年 2月21日(日)		

**担当** 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043

## 貯水槽水道の清掃と法定検査を

受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を貯水槽水道といい、受水槽以降の施設と水質の管理は、設置者の責任で行います。水道法と市条例で、設置者は1年以内ごとに1回、受水槽の清掃を行うこと、また受水槽の有効容量が8立方メートルを超える場合は、清掃に加えて登録(指定)検査機関の検査を受けることが義務付けられています。安心して水道水が飲めるように、前回の清掃と検査の時期を確認し、1年以内に清掃と検査を行いましょ。

**担当** 環境政策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743